

宇治市福祉有償運送運営協議会

会議録要旨

第9回

平成28年11月10日(木)開催
於 ゆめりあうじ4階「会議室1」

第9回宇治市福祉有償運送運営協議会会議録要旨

平成28年11月10日(木)

於 ゆめりあうじ4階会議室1

1. 協議会次第

- (1) 交通政策課長あいさつ
- (2) 新規委員紹介
- (3) 会長選出
- (4) 副会長選出
- (5) 宇治市における福祉有償運送事業に関する状況について
- (6) 更新登録について

2. 更新事業者

特定非営利活動法人 京都運転ボランティア友の会
特定非営利活動法人 ほっととうがらし
社会福祉法人 同胞会福祉有償運送どうほうの家

3. 出席者(委員9名、事業者2名)

会 長	安藤 和彦		
副 会 長	藤本 一幸		
委 員	島崎 貴士	大江 正泰	中原 ヒデ子
	石原 宏武	藤原 幸嗣	星川 修
	木下 健太郎		
事 業 者	石原 宏武	丸一 俊介	奥水 博史

4. 欠席委員(0名)

なし

5 . 説明のために出席した者 (3 名)

交通政策課長 嶋本 康宏

交通政策課係長 廣瀬 勝

交通政策課主任 勝浦 聡

6 . 傍聴者 1 名

7 . 庶 務

交通政策課主事 西嶋 純平

交通政策課嘱託 藤田 順子

第9回宇治市福祉有償運送運営協議会

平成28年11月10日(木)

ゆめりあうじ4階 会議室1

【開会】

(1) 交通政策課長あいさつ

福祉有償運送事業を行われております3つの事業者の更新登録に関しまして、本市としての福祉有償運送事業の必要性を議論していただきたいと考えております。

本市も少子高齢化が今後も進展することが将来人口推計からも顕著に現れており、1人で移動が困難な方の移動手段の選択肢の1つとして、本事業が担う役割は増してくるのではと考えております。

委員の皆様には、様々な見地から活発なご議論を交わしていただき、宇治市並びに事業者の方へ率直なご意見をいただきたいと思っております。

(2) 新規委員紹介

事務局より新規委員を紹介。

【議事】

(3) 会長選出(安藤会長)

宇治市福祉有償運送運営協議会設置要領第4条第2項に基づき島崎委員が安藤委員を推薦し、全委員の了承および本人の了解を得る。

(4) 副会長選出(藤本副会長)

宇治市福祉有償運送運営協議会設置要領第4条第4項に基づき会長が「藤本 一幸」委員を指名し、本人の了解および全委員の了承を得る。

(5) 宇治市における福祉有償運送事業に関する状況について

《事務局による説明》本協議会では、「福祉有償運送の必要性」「旅客から収受する対価」「運送の区域」「旅客の範囲」が適切であるかをご議論いただくこととなっています。市内に営業所等を構えている交通事業者のうち、バス事業者は1社78両の車両を保有しており、そのうち移動円滑化基準適合車両は46両です。タクシー事業者は3社あり、合計249両の車両を保有しています。そして福祉タクシー事業者が3社あり、合計5両の車両を保有しています。

65歳以上の人口、福祉有償運送対象者延べ人数ともに、年々増加しています。利用者が支払う料金として比較した場合、タクシー事業者と福祉有償運送事業者に大きな差はありませんが、運賃のみを比較した場合は、タクシー事業者のおおよそ半額程度となっています。

《委員からの質問や意見》

なし

(6) 更新登録について

《事務局による説明》個人情報を含む資料は事前に事務局で確認を済ませ、資料には内容を記載しています。それ以外の申請書類は、写しを配布しています。

～ 特定非営利活動法人 京都運転ボランティア友の会 ～

利用者の会員登録者は56名おり、運転者は14名です。保有している車両は全部で4台あり、全て車いす対応車となっております。利用者負担金については、基本的には距離制運賃制度で、1kmあたり85円が加算されます。

～ 特定非営利活動法人 ほっととうがらし ～

利用者の会員登録者は8名おり、運転者は5名です。保有している車両は全部で2台あり、1台が車いす対応車となっております。利用者負担金に

については、基本的には距離制運賃と時間制運賃制度を併用されています。

～ 社会福祉法人 同胞会 福祉有償運送どうぼうの家 ～

利用者の会員登録者は15名おり、運転者は40名です。保有している車両は全部で6台あり、1台が車いす対応車となっております。利用者負担金については、基本的には距離制運賃と時間制運賃制度を併用されています。

また、車両台数が5台以上となることから安全運転管理者の要件を備えることが必須となります。そこで、奥水様が、その要件を備えていることを示す資料として、京都府公安委員会の安全運転管理者講習の修了証書も準備しております

《委員からの質問や意見》

～ 特定非営利活動法人 京都運転ボランティア友の会 ～

委員：事故や苦情がないというのは、本当に良いことで引き続き頑張ってください。ところで、年間の走行距離はどれくらいになるのですか。

事業者：平成27年度の実績で言いますと30,928kmです。

委員：旅客範囲の確認として「二」に該当する方はおられないということによろしかったですか。

事務局：申請内容をもう一度精査し、事業者を確認した後、京都運輸支局へ本申請することになりますが、現在のところ、「二」については外すことになると思います。

委員：主な行先や、輸送する方の具体的な様態を教えてください。

事業者：買い物、外食、次いでレクリエーションです。また、自宅への送迎もあります。利用者は主に天ヶ瀬苑の方です。

委員：「二」の範囲を外すということですが、「二」に該当する方が出てきた場合、輸送できるよう可能性を残してもらうことはできますか。

事業者：もちろん大丈夫です。

《委員からの質問や意見》

～ 特定非営利活動法人 ほっととうがらし ～

委員：車両について確認させてください。1台が車イスで、1台が普通車とありますが、あえて車イスである必要はありますか。

事業者：精神の患者さんを輸送することが、メインになりますので、基本的には普通車でも大丈夫です。車イスである必要は、そこまでないのですが、対応車となっています。

委員：会員について8名の登録とありますが、全て自らの施設の方ですか。他の施設の方の利用も可能ですか。

事業者：体制次第ですが、精神障害をお持ちの方に対するこういったサービスは少なく、できる限りのことはしてあげたいと考えております。

会長：今の説明において精神障害をお持ちの方のタクシー利用が難しいということが前提になっておりますが、タクシー事業者としてはどうでしょうか。

委員：お一人で乗車される場合、難しいケースもあると、現場の声を聞いております。例えば、行先が告げられないことや、途中で急に降車されようとするものがあつたりと、不安は確かにあります。しかし、全てがそうでないと思いますのでケース・バイ・ケースだと考えています。

委員：対象者の総数から考えると、この制度を知らない人もたくさんいらっしゃると思いますので、そういった方に対し、何らかのアプローチが必要と考えます。

《委員からの質問や意見》

～ 社会福祉法人 同胞会 福祉有償運送どうほうの家 ～

委員：運行回数が他と比較して、極端に少ないが、必要なのか。会員を増やすといった門戸を広げることを考えていただけますか。

事業者：ある特定の福祉サービス（放課後デイサービス）を提供しており、保護者の送迎が基本となりますが、どうしても送迎できないときに、福祉有償運送を活用されており、ご指摘の通り、限定的なものとなっております。門戸については、広げていきたいと考えております。

委員：主な行先は？

事業者：当施設もしくは、自宅となっておりますが、駅までのニーズも多いことから、今後はそちらも対応していきたいと考えております。

委員：どのような様態の方を送迎されておられますか。

事業者：身体または知的障害をお持ちの方です。

【事業者への承認】

「特定非営利活動法人京都運転ボランティア友の会」、「特定非営利活動法人ほっととうがらし」、「社会福祉法人同胞会福祉有償運送どうほうの家」の更新登録について全員一致で承認。

【閉会】

《会長総括》引き続き安心・安全・事故のないように進めていただき、この事業が更に発展するようにご尽力ください。利用者との信頼関係が一番大切ですので、忘れずに頑張ってください。